



トピックス

「4月からの法改正情報と対応」



## 1. 残業上限規制が猶予されていた「適用猶予事業・業務」における残業上限規制の適用

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定され、2019年4月（中小企業は2020年4月）から適用され、以下の一定の事業・業務については、適用が5年猶予されておりましたが、2024年4月より、上限規制が適用されます。

- 一定の事業・業務 ⇒ 工作物の建設の事業（建設業）  
自動車運転の業務  
医業に従事する医師  
鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業



工作物の建設の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用</li> <li>災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されない。</li> </ul>
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間</li> <li>時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されない</li> <li>時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されない</li> </ul>
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間</li> <li>時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されない</li> <li>時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されない</li> <li>医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあり</li> </ul>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限規制がすべて適用</li> <li>猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制以外は適用</li> </ul>

なお、猶予業種の上限規制適用の法改正により、対象業種における36協定の様式が変更となります。厚生労働省のWebページに法改正に対応した新様式が公表されておりますので、36協定の起算日が4月1日以降の場合には新様式を使用くださいますようお願いいたします。

## 2. 裁量労働制（専門業務型／企画業務型）の導入・継続の手続きの追加

### ① 専門業務型裁量労働制

2024年4月1日以降、専門業務型裁量労働制を導入するためには、導入する全ての事業場で、専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①～④の事項を追加し、労働基準監督署へ協定届の届出を行う必要があります。既に制度を導入済みで2024年4月1日以降も継続する場合は、2024年3月31日までに締結が必要となります。

#### <労使協定に以下を追加>

- ①制度の適用に当たって労働者本人の同意を得なければならないこと
- ②制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしてはならないこと
- ③制度の適用に関する同意の撤回の手続
- ④同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を協定の有効期間中及びその期間満了後3年間保存すること

### ② 企画業務型裁量労働制

2024年4月1日以降、企画業務型裁量労働制を導入するためには、導入する全ての事業場で、企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記①～③を追加後、決議に下記④～⑥を追加し、労働基準監督署へ決議届の届出を行う必要があります。既に制度を導入済みで2024年4月1日以降も継続する場合は、2024年3月31日までに締結が必要となります。

#### <運営規程に以下を追加>

- ①対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容について使用者からの説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）
- ②制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）
- ③開催頻度を6箇月以内ごとに1回とすること

#### <決議に以下を追加>

- ④制度の適用に関する同意の撤回の手続
- ⑤対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うこと
- ⑥同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を決議の有効期間中及びその期間満了後3年間保存すること

上記のほか、定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回に変更となりますのでご注意ください。

左記の36協定と同様に「専門業務型裁量労働制に関する協定届」「企画業務型裁量労働制に関する決議届」「企画業務型裁量労働制に関する報告」の様式が変更となりますので、厚生労働省のWebページに法改正に対応した新様式を使用するようご注意ください。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

